

オンデマンド品種情報提供事業（連携推進・評価試験対応型）にかかる企画競争実施要領

オンデマンド品種情報提供事業（連携推進・評価試験対応型）に関する企画競争は、次により行うこととする。

1 目的

本事業の予算額内で、委託先の採択に係る公平性及び透明性を確保し、より効率的な事業を実施するため、企画競争により最もふさわしい事業企画書を選定する。

2 事業企画書の選定方法

事業企画書審査委員会（以下「委員会」という。）は、事業企画提案会を開催し、応募者の事業企画書等について説明を聴取するとともに、その内容について、4に定める審査方法に基づいて審査及び採点の上、最もふさわしい事業企画書を選定する。

3 委員会

- (1) 委員会は以下の者をもって構成し、農林水産技術会議事務局研究推進課長（以下「研究推進課長」という。）が主催する。
 - ・ 研究推進課長
 - ・ 省内関係部局担当官
 - ・ 研究開発分野における産学官連携に係る有識者
- (2) 委員会は、主催者が招集するものとする。
- (3) 委員会の庶務は、農林水産技術会議事務局研究推進課において処理するものとする。
- (4) 委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ議事を開くことができないものとする。
- (5) 何人も委員会の議事において知り得た応募者に関する秘密を漏らしてはならない。

4 審査方法

(1) 事業企画書の採点に当たっては、「オンデマンド品種情報提供事業応募要領（連携推進・評価試験対応型）」に即しているか否かを十分検討した上で、別紙の事業企画書採点表に基づき、委員ごとに採点するものとし、委員ごとの採点の合計が最上位の事業企画書を選定するものとする。

(2) 採点の結果、最上位の事業企画書が複数ある場合は、委員の多数決により決定するものとする。

ただし、当該事業企画書を提出した応募者から辞退の申出があった場合には、委員会の主催者は、次に得点が高い事業企画書を選定するものとする。

(3) 事業企画提案会への参加が1者のみであった場合、全ての委員の採点が合計で50点以上であり、かつ、下記(4)の事項に該当しない場合は、当該事業企画書を選定するものとする。

(4) 出席委員の過半数を超える者が、次の①から③までのいずれかの項目に該当すると判断した場合、本事業の円滑な実施に支障を来すと考えられることから、当該事業企画書の選定に当たっては、農林水産技術会議事務局において所要の改善を確認するまでは選定を保留する等、慎重に取り扱うものとする。

① 企画提案書又は企画提案内容の説明が、本事業を行う趣旨を理解・把握していないと判断される場合。

② 積算書の合計の金額（契約予定額）が、応募要領に記載している契約限度額を超える場合。

③ 審査項目の1つ以上において無得点がある場合。

5 支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局長への報告

委員会の主催者は、審査の結果を支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局長に報告するものとする。

(別紙)

オンデマンド品種情報提供事業（連携推進・評価試験対応型） 事業企画書採点表

提案者名	
------	--

【採点基準】

適切：10点、概ね適切：8点、普通：5点、やや不適切：2点、不適切：0点

審査項目	主な視点 〔ここに記載した視点は例示であり、これ以外の視点も含めて採点ください。〕	点数
① 「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針（平成25年12月11日攻めの農林水産業推進本部決定）」に沿う取組であり、実需者等のニーズに対応した品種等を迅速に提供するという本事業の目的に合致しているか。	事業企画書「Ⅰ事業実施期間（3年間）の全体計画」の記載内容が、本実施要領2の「(2)事業目標」及び「(5)事業の具体的な内容」を踏まえたものであるか。	／10
② 26年度の実施内容及び数値目標が本要領の「事業目標」の達成につながる取組となっているか。	事業企画書Ⅱの「1-1取組内容の概要」及び「1-2数値目標等」に記載された取組内容、数値目標の定量的な件数等を確認。	／10
③ 26年度の実施内容が本要領の「事業の具体的な内容」に則し、かつ、十分に工夫された取組内容であるか。	事業企画書Ⅱの「1-3具体的な取組内容」に記載されている内容を確認し、その内容、規模、業務数量等について確認。	／10
④ 事業の実施体制は整っているか。	事業企画書Ⅱの「2.26年度の事業実施体制」及び「3.事業実施機関の概要」に記載された内容を確認。	／10
⑤ 事業の効果的・効率的な推進を図るために事業担当者の業務の分担が明確になっているか。	事業企画書Ⅱの「4.事業実施機関及び人員の情報」の記載内容を確認。	／10
⑥ 事業担当者は、事業遂行のための高い能力や経験を有しているか（農林水産・食品分野の研究開発に対する知見を含む。）。	事業企画書Ⅱの「5.事業実施者の情報」の記載内容を確認。	／10
⑦ 育成者権等の知的財産の管理体制が整っているか。	事業企画書の「6.事業実施機関の知的財産への取組状況」の記載内容を確認。	／10
⑧ 事業の年度展開について、事業スケジュール及び予算配分が適切なものであるか。	事業企画書Ⅱの「7.事業の年度展開」に記載された内容を確認。	／10
⑨ 26年度の委託経費に計上された所要経費が適切なものであるか。	事業企画書Ⅱの「8.平成26年度所要経費見込額」に記載された内容を確認。	／10
⑩ ニーズに対応した品種等の情報を実需者等に迅速に提供できる体制の構築が見込めるか（総合的に評価。）。	Ⅰ「全体計画（3年間）」及びⅡ「細部計画（当該年度）」の記載内容について総合的に評価。	／10

審査項目	採点した理由（所見）
① 「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針（平成25年12月11日攻めの農林水産業推進本部決定）」に沿う取組であり、実需者等のニーズに対応した品種等を迅速に提供するという本事業の目的に合致しているか。	
② 26年度の実施内容及び数値目標が本要領の「事業目標」の達成につながる取組となっているか。	
③ 26年度の実施内容が本要領の「事業の具体的な内容」に則し、かつ、十分に工夫された取組内容であるか。	
④ 事業の実施体制は整っているか。	
⑤ 事業の効果的・効率的な推進を図るために事業担当者の業務の分担が明確になっているか。	
⑥ 事業担当者は、事業遂行のための高い能力や経験を有しているか（農林水産・食品分野の研究開発に対する知見を含む。）。	
⑦ 育成者権等の知的財産の管理体制が整っているか。	
⑧ 事業の年度展開について、事業スケジュール及び予算配分が適切なものであるか。	
⑨ 26年度の委託経費に計上された所要経費が適切なものであるか。	
⑩ ニーズに対応した品種等の情報を実需者等に迅速に提供できる体制の構築が見込めるか（総合的に評価。）。	